

提出書類一覧表

1 税務署に提出する申告書等に必要となる本人確認書類

マイナンバー(個人番号)を記載した相続税の申告書を提出する際は、税務署で本人確認(①番号確認及び②身元確認)を行うため、申告書に記載された各相続人等の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

なお、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。

おって、e-Taxにより申告を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

(注)相続税の申告書は、e-Taxを利用して提出(送信)することができます。

| 本人確認書類 | 写しの添付(✓) |
|--|--------------------------|
| マイナンバーカードをお持ちの方 マイナンバーカード(個人番号カード) (注)マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付していただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。 | <input type="checkbox"/> |
| マイナンバーカードをお持ちでない方(①及び②の両方が必要となります。) | 写しの添付(✓) |
| ①以下の番号確認書類のうちいずれか1つ ・通知カード ・住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの) など | <input type="checkbox"/> |
| ②以下の身元確認書類のうちいずれか1つ ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード など | <input type="checkbox"/> |

2 相続税の申告書に添付して提出する書類

| 相続税申告書に添付する書類 | 添付済(✓) | 配偶者の税額軽減の特例を受ける場合 | 相続時精算課税適用者がいる場合 | 農地等の納税猶予の特例を受ける場合 | 小規模宅地等の特例を受ける場合 | 特定計画山林の特例を受ける場合 | 受けない適用を | 延納する場合 |
|--|--------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|---------|--------|
| 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の謄本(複写したものを含みます。)で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの、又は図形式の「法定相続情報一覧図の写し」(複写したものを含みます。また、子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。)※1 | <input type="checkbox"/> | | ◎ | | | | | |
| 2 被相続人の戸籍の附票の写し(相続開始の日以後に作成されたもの)(複写したものを含みます。) | <input type="checkbox"/> | - | ◎ | - | - | - | - | - |
| 3 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し | <input type="checkbox"/> | ◎ | ○ | ◎ | ※3 | ◎ | ○ | ◎ |
| 4 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの) | <input type="checkbox"/> | ◎ | ○ | ◎ | | ◎ | ○ | ◎ |
| 5 申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に遺産分割ができない場合) | <input type="checkbox"/> | ◎ | - | - | | ◎ | - | - |
| 6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 | <input type="checkbox"/> | - | - | ※2 ◎ | | - | - | - |
| 7 「特定貸付けに関する届出書」及び添付書類(特定貸付を行っている場合) | <input type="checkbox"/> | - | - | ◎ | | - | - | - |
| 8 森林経営計画書の写し及び当該森林経営計画に係る認定書 | <input type="checkbox"/> | - | - | - | ◎ | ◎ | - | ◎ |
| 9 延納申請書 | <input type="checkbox"/> | - | - | - | - | - | - | ◎ |
| 10 金銭納付を困難とする理由書 | <input type="checkbox"/> | - | - | - | - | - | - | ◎ |
| 11 担保提供関係書類 | <input type="checkbox"/> | - | - | ※5 ◎ | - | - | - | ※5 ◎ |

◎ ……必ず提出していただく書類 ○ ……提出を希望している書類

※1 「法定相続情報一覧図の写し」を提出する場合で被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本(写しを含みます。)も必要になります。

※2 農地等のうち、平成3年1月1日現在において三大都市圏の特定市に所在するものがあるなど、特別な場合には他の書類も必要になります。

※3 下記【小規模宅地等の特例を受ける場合の提出書類】を参照してください。

※4 特定森林経営計画対象山林である特定計画山林について特例の適用を受ける場合に限りです。

※5 担保提供関係書類については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

(注) 農地等以外の納税猶予の特例の適用を受ける場合の提出書類等は、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

【小規模宅地等の特例を受ける場合の提出書類】

| 相続税申告書に添付する書類 | 添付済(✓) | 特 定 居 住 用 宅 地 等 ※2 | 特 定 居 住 用 宅 地 等 ※2 | | | | 特定同族会社事業用宅地等 | 貸付事業用宅地等 ※3 |
|---|--------------------------|--------------------|--------------------|----------------------------------|-------------|---|--------------|-------------|
| | | | 配偶者が取得 | 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた者が取得 | 生計を一にする者が取得 | 相続開始前3年間に、自己、自己の配偶者、自己の三親等内の親族及び自己と特別の関係のある一定の法人の所有する家屋に居住していない者が取得 | | |
| ① 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、自己の三親等内の親族又は自己と特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋であることを証する書類 ② 相続開始時に自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないことを証する書類 | <input type="checkbox"/> | - | - | - | ◎ | - | - | |
| 2 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し | <input type="checkbox"/> | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 3 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの) | <input type="checkbox"/> | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 4 申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に遺産分割ができない場合) | <input type="checkbox"/> | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 5 総務大臣が交付した証明書 | <input type="checkbox"/> | ※1 ◎ | - | - | - | - | - | |
| 特定同族法人の発行済株式の総数又は出資金額及び被相続人等が有する当該法人の株式の総数又は出資の合計額を記した書類(当該法人が証明したもの) | <input type="checkbox"/> | - | - | - | - | ◎ | - | |
| 7 特定同族法人に係る定款の写し | <input type="checkbox"/> | - | - | - | - | ◎ | - | |

◎ ……必ず提出していただく書類

※1 日本郵便株式会社に貸し付けられている一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等について特例を受ける場合に限りです。

※2 ① 被相続人が老人ホーム等に入居等をしていた場合で特例を適用するためには、上記の書類のほか、被相続人の戸籍の附票の写し(相続開始の日以後に作成されたもの。複写を含みます。)、介護保険の被保険者証の写し等で要介護認定等を受けていたことを明らかにするもの、入居等をしてきた施設等の名称及び所在地並びにその老人ホーム等が特例の適用対象となる一定の施設等に該当することを明らかにする書類が必要になります。

② 宅地等取得する親族(配偶者を除きます。)が個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)を有しない場合には、当該親族の住所等を明らかにする書類等が必要となる場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

※3 平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の貸付事業の用に供された宅地等である場合には、被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類が必要になります。